



® 平成30年 5 月 28 日 (月)

No. 14696 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

〔「ランフラットタイヤ」事件-温度の数値限定につき、算出方法次第で1℃ずれがあっても明確性要件違反でないとした事例。特定の種類のタイヤについて、特定の温度範囲に着目したことを重視して、温度の数値限定発明の進歩性を認めた事例。〕 [上] (全2回)
—平成29年(行ケ)第10006号、第10015号、平成29年8月22日判決言渡—

【事案の概要、各論点に関する周辺情報】

1. 概要

本件は、発明の名称を「ランフラットタイヤ」とする特許第4886810号の特許権について無効審判が請求され、特許庁は、請求項1等に係る発明は明確性要件違反であり、請求項6等に係る発明は進歩性を有すると審決した。

これに対し、本判決は、請求項1等に係る発明は明確性要件違反ではないと判断して、一部無効とした審決を取り消した。他方、請求項6等に係る発明については、本判決も、進歩性を有すると判断した。



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテックイノベーション株式会社

お問合せ先 IP事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980
E-mail ttdc-ip@ml.toyota-td.jp

(1) 明確性要件について

請求項1は、「【請求項1】 ゴム補強層によって補強されたサイドウォール部を有し、／該ゴム補強層が、昇温条件で測定したときの動的貯蔵弾性率の温度による変化を示す図において、100℃以上に存在する動的貯蔵弾性率の急激な降下前に存在する動的貯蔵弾性率がほぼ直線的な変化を示す部分の外挿線Aと急激な降下部分の外挿線Bとの交点の温度が170℃以上であり、天然ゴムを含むゴム組成物を含むランフラットタイヤ。」(下線部は、筆者が附した。)である。

審決は、動的貯蔵弾性率が「ほぼ直線的な変化を示す部分の外挿線A」及び「急激な降下部分の外挿線B」の引き方如何によって交点の温度がずれることを理由に、明確性要件違反と判断した。

これに対し、本判決は、「…外挿線Aと外挿線Bの交点温度として特定された170℃という温度は、補強用ゴム組成物の180℃から200℃までの動的貯蔵弾性率の変動に着目したことから導かれたものであって、かかる交点温度は、その引き方によっても1℃の差が生ずるにとどまる。そうすると、外挿線Aと外挿線Bの交点温度によって、ゴム組成物の構成を特定するという特許請求の範囲の記載は、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確なものとはいえない。」として、同発明が新規の課題に着目してなされた発明であること(進歩性の根拠ともなっている)を述べた上で、外挿線A及び外挿線Bの引き方により交点温度が1℃ずれるとしても、明確性要件違反ではないと判断した。

本判決は、明細書中に外挿線A及び外挿線Bの引き方が説明されていない点について、優先日当時の類似技術分野のASTM規格及びJIS規格においても外挿線の引き方が説明されていなかったことを指摘して、優先日当時の技術水準として、当業者は外挿線を引くことができたと判断した。後述するように充足論は別として、明確性要件については、優先日当時のJIS規格は、権利者にとって強力な根拠となる。

過去の裁判例を概観すると、数値(パラメータ)の測定条件により測定結果が異なる場合に、明確性要件違反と判断された裁判例は3件ある。知財高判平成25年(行ケ)第10172号(「渋味のマスキング方法」事件)は、スクラロース量の数値範囲との関係で「甘味を呈さない量」がどの範囲の量を意味するかが不明確であるとした。知財高判平成23年(行ケ)第10418号(「防眩フィルム」事件)及び、知財高判平成28年(行ケ)第10187号(「水性インキ組成物」事件)は、測定条件が明細書の記載又は出願当時の技術常識から導かれなかったとした。

このような過去の裁判例に鑑みると、数値の測定条件により測定結果が異なる場合に、明確性要件違反とされるのは、測定結果が質的に異なる場合と思われる。本判決においては、当業者は外挿線A及び外挿線Bを引くことができたと判断され、その引き方如何によって交点温度が1℃ずれるという程度の差であったことから、過去の裁判例とも整合的であると考えられる。

もっとも、数値の測定条件により測定結果が異なる場合に、特許権侵害訴訟に至っては特許権者が勝訴した判決が極めて少ない。これは、充足論においては、「従来より知られたいずれの方法によって測定しても、特許請求の範囲の記載の数値を充足する場合でない限り、特許権侵害にはならない」として、被疑侵害者の測定結果に基づいて非充足と判断されるからである。このような裁判例は4件あり、東京地判平成11年(ワ)第17601号(「感熱転写シート」事件)、東京地判平成14年(ワ)第4251号、東京高判平成15年(ネ)第3746号(「マルチツール含蜜結晶」事件)、東京地判平成23年(ワ)第6868号(「シリカ質フィラー」事件)、東京地判平成24年(ワ)第6547号、知財高判平成27年(ネ)第10016号(「ティッシュペーパー」事件)である。特に、「ティッシュペーパー」事件は、明細書中にJIS規格が明示されていたにもかかわらず、JIS規格に規定がない7個の測定条件について、従来より知られたいずれの方法によって測定しても充足する必要があるとして非充足とされており、厳しい判決であるという評釈がある。他方、公知公用の無効理由を立証し難いパラメータ特許発明であり、パラメータも出願当時の規格を微修正したものに過ぎなかったことから、侵害訴訟において特許権